

公共建築工事積算基準の改定について

国土交通省 大臣官房 官庁営繕部 計画課 営繕積算企画調整室

1. はじめに

官庁営繕事業に関する積算関係基準は、以下の各基準から構成されている。

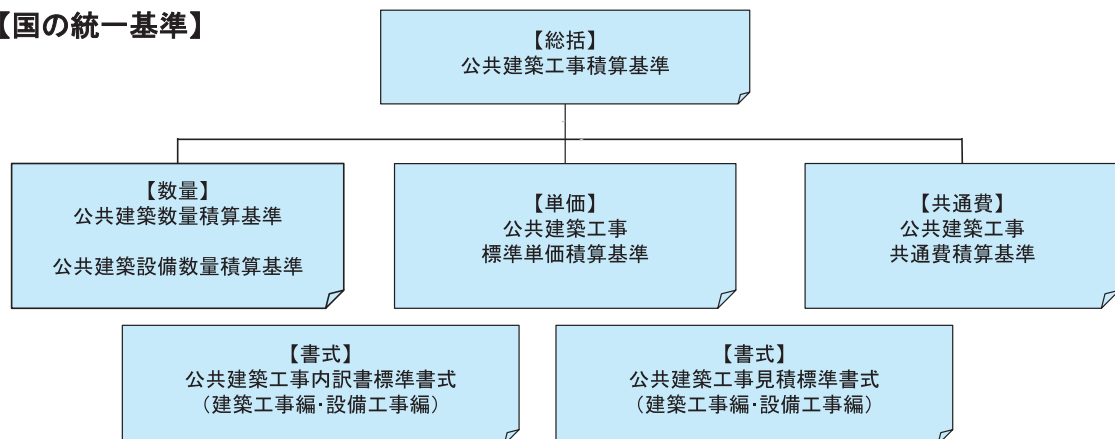
- ① 「公共建築工事積算基準」は、総括的な基準となっている。
- ② 「公共建築数量積算基準」「公共建築設備数量積算基準」は、設計図書からの数量の計測・計算方法を定めている。
- ③ 「公共建築工事標準単価積算基準」は、標準歩掛りや市場単価の取扱い等の単価及び価格の

算定に関する事項を定めている。

- ④ 「公共建築工事共通費積算基準」は、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等の算定方法を定めている。
- ⑤ 「公共建築工事内訳書標準書式」は、工事費内訳書の標準となる書式を示している。
- ⑥ 「公共建築工事見積標準書式」は、製造業者等から適正な見積価格を得るための見積書式の基本的な構成や記載項目等を示している。

これらの基準は、「官庁営繕関係基準類等の統一化に関する関係省庁連絡会議」において統一基準として決定され、各府省庁で制定し運用されている（図－1）。

【国の統一基準】



図－1 積算関係統一基準類

今般、「公共建築工事標準仕様書」の改定等を踏まえ整合を図るため「公共建築工事標準単価積算基準」を改定し、平成28年度から適用を開始したところである。以降に改定内容について紹介する。

2. 公共建築工事標準単価積算基準の主な改定内容

本基準は、公共建築工事の工事費積算に用いる単価及び価格に関する基本事項を定めているもので、単位工事量あたりの材料、労務、機械器具等の標準的な所要量を数値として表した標準歩掛りや市場単価の扱いを示したものである。

本改定では、公共建築工事標準仕様書（以下、「標準仕様書」という）の改定による仕様変更への対応及び表現の整合等を行った。また、請負工事機械経費積算要領に基づく建設機械等損料算定表の改定に合わせ見直しを行っている。

(1) 建築工事

- ① 直接仮設の仮設材運搬のためのトラック運転に2 t積を追加。
- ② 土工事の建設発生土運搬でバックホウとクラ

ムシエルの標準バケット容量について補足を追加。また、積込み機械のクラムシエルの規格を建設機械等損料算定表の改定に伴い修正。

- ③ 改修工事の撤去に用いる空気圧縮機の運搬を追加。
- ④ 構内舗装のアスファルト舗装の歩掛りを標準仕様書の改定に対応し修正。

(2) 電気設備工事

- ① LED照明器具の標準歩掛りを追加。
- ② LED非常照明器具の標準歩掛りを追加。
- ③ 市場単価にあわせ接地極銅板式の種類を修正。

(3) 機械設備工事

- ① 保温工事において、市場単価に含まれない別途加算すべき事項の注意点について、標準仕様書と整合した表現に修正。
- ② 衛生器具設備の標準仕様書の改定及びJIS改正に伴う市場単価の改定に対応し、和風大便器を削除し、洋風便器を大便器に名称を修正。

※なお積算関係基準の詳細は国土交通省大臣官房官庁営繕部のホームページ (http://www.mlit.go.jp/gobuild/kijun_index.htm)を確認してください。